

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

	改 正 案	現 行
第七十条　（略）	（証券専門会社等の業務等）	（証券専門会社等の業務等）
2　（略）	第七十条　（略）	第七十条　（略）
3　法第五十四条の二十一第一項第一号、第五十四条の二十一第七項 、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二 項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品 取引法第一条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ 。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭 売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以 外の会社であつて、次の各号のいづれかに該当する株式会社とする 。	3　法第五十四条の二十一第一項第一号、第五十四条の二十一第七項 、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二 項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品 取引法第一条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ 。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭 売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以 外の会社であつて、次の各号のいづれかに該当する株式会社とする 。	3　法第五十四条の二十一第一項第一号、第五十四条の二十一第七項 、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二 項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品 取引法第一条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ 。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭 売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以 外の会社であつて、次の各号のいづれかに該当する株式会社とする 。
一～七　（略）	一～七　（略）	一～七　（略）
八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十二号） 第一十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社	八　（新設）	八　（略）
九　（略）	九　（略）	九　（略）
4～8　（略）	4～8　（略）	4～8　（略）